



越後山・緑まちづくり推進連絡協議会 設立総会が開催されました

去る6月26日(日)午前10時より、越後山集会所で、越後山地区全体の継続的なまちづくりを進めていくための組織となる「越後山・緑まちづくり推進連絡協議会」の設立総会が開催されました。設立総会には31名の方々のご参加をいただき、越後山自治会及び緑自治会の両自治会長、越後山土地区画整理組合理事長をはじめ、松本武洋和光市長にもご列席いただきました。

総会では、松本市長より、「みなさんのまちづくりへの強固な思いを共有する組織として育てていけば、これまでにない画期的な動きになるのではないかと期待しています。」とのお挨拶もいただきました。

今後は、この「推進連絡協議会」を通じて、8月27日(土)予定の夏祭りをはじめ、様々な取組を行ってまいりますのでご協力よろしくお願いたします。



第16回総代会を開催しました



6月28日(火)午前10時より、越後山組合事務所で、第16回総代会を開催しました。総定数13名のうち出席者12名(書面議決5名含)により提出議案はすべて可決されました。

《議案第33号平成22年度決算について》

平成22年度は当初計画した年度計画に対して、基盤整備では工事、保留地処分共に30%程度の進捗に留まりました。まちづくりにおいては、まちの管理運営検討委員会を中心に、夏祭りが大成功に終わるなど、まちづくりは大きく前進した年でした。

今後とも、事業推進のため、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【収入の部】

(単位：千円)

【支出の部】

(単位：千円)

款	予算現額	H22年度 収入額	予算現額と 収入額との 比較
1. 補助金	28,500	28,500	-
2. 保留地処分金	128,460	38,052	△90,408
3. 借入金	176,001	176,000	△1
4. 雑収入	2	80	78
5. 繰越金	37,524	37,524	-
収入合計	370,487	280,156	△90,331

款	予算現額	H22年度 支出額	予算現額と 支出額との 比較
1. 工事費	105,300	28,033	77,267
2. 補償費	45,000	20,631	24,369
3. 委託費	123,660	107,814	15,846
4. 会議費	120	79	41
5. 事務所費	14,920	9,441	5,479
6. 借入金	74,920	71,502	3,418
7. 予備費	6,567	0	6,567
8. 繰越金	0	0	0
支出合計	370,487	237,500	132,987



《議案第34号平成23年度補正予算（第1号）について》

補正予算（第1号）は、22年度の繰越金が決定したことと、今年度行う調整池工事に伴う前払金、中間金を支払う為に一時借入金を計上したことが、主な内容です。調整池工事は、社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）で、行う工事ですが、補助金を収入するのが4月～5月頃の為、それまでの資金繰りを円滑にするために一時借入を行います。

【収入の部】

(単位：千円)

款	既定額	補正額	予算額
1. 補助金	375,000	-	375,000
2. 保留地処分金	257,000	-	257,000
3. 借入金	2	209,999	210,001
4. 雑収入	2	-	2
5. 繰越金	32,000	10,655	42,655
収入合計	664,004	220,654	884,658

【支出の部】

(単位：千円)

款	既定額	補正額	予算額
1. 工事費	455,000	-	455,000
2. 補償費	62,000	-	62,000
3. 委託費	128,000	-	128,000
4. 会議費	120	-	120
5. 事務所費	11,220	-	11,220
6. 借入金	3,520	213,480	217,000
7. 予備費	4,144	7,174	11,318
8. 繰越金	0	-	0
支出合計	664,004	220,654	884,658



《議案第35号事業計画書（第2回変更）について》

事業計画書（第2回変更）は、皆さんに、戸別訪問を行い説明した内容で、総代会に議案として提出し可決されました。内容は、3点の変更をしたことです。1点目は、事業施工期間を5ヶ年延伸し、平成29年3月31日までとすること。2点目は、社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）の導入による事業資金の増額、3点目は、位置、面積はそのままで、ポケットパーク6の形状を変更することです。まだ説明を受けていない方もいると思いますが、これから訪問しますので、宜しくお願いいたします。

夏祭りのお知らせ



今年も夏祭りを8月27日（土）に予定しています。雨天の場合は順延されます。

詳細は越後山・緑まちづくり推進連絡協議会で検討していますが、ご意見・ご希望のある方は、組合までお知らせください。お楽しみに！！

組合からのお願い



●土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。

●区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡・ご相談下さい。

●区画整理事業地内は、地区計画が定められています。

地区計画の定められた区域内では、建物の新築・増改築だけでなく、色の塗り替えや門扉・さくを作る場合なども地区計画の届出が必要になります。詳細につきましては市役所2階の都市整備課計画担当（TEL048-424-9145）にご相談ください。